

議案第 1 1 2 号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

平成 24 年 11 月 26 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「別表第 1、別表第 2、別表第 3 及び別表第 4」を「別表第 1 から別表第 5 まで」に改める。

別表第 4 の次に次の 1 表を加える。

別表第 5（第 2 条関係）都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定に係る手数料一覧

その 1

号	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	その 2 に定める金額。ただし、次の各号に該当するときは、当該各号に定める金額を加算するものとする。 (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 2 項の規定により建築基準関係規定の適合審査を受けるよう申し出るとき 別表第 3 その 1 第 1 号に定める金額 (2) 前号の申出に係る建築物が建築基準法第 6 条第 5 項の規定に基づく構造計算適合性判定を求めなければならないものであるとき 建築物ごとに別表第 3 その 1 第 1 の 2 号に定める金額に消費税及び地方消費税を加算した金額

2	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>その3に定める金額。ただし、次の各号に該当するときは、当該各号に定める金額を加算するものとする。</p> <p>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により建築基準関係規定の適合審査を受けるよう申し出るとき 別表第3その1第1号に定める金額</p> <p>(2) 前号の申出に係る建築物が建築基準法第6条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定を求めなければならないものであるとき 建築物ごとに別表第3その1第1の2号に定める金額に消費税及び地方消費税を加算した金額</p>
---	--	----------------------	--

その2 (低炭素建築物新築等計画認定申請手数料)

区分		1件当たりの手数料の金額	
		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が別に定める機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅		5,000円	36,800円
共同住宅等	住戸部分 (一棟の申請戸数)	1戸	5,000円
		2戸以上5戸以下	10,100円
		6戸以上10戸以下	17,300円
		11戸以上25戸以下	28,900円
		26戸以上50戸以下	48,400円
		36,800円	211,900円

		51 戸以上 100 戸以下	86,800 円	303,800 円
		101 戸以上 200 戸以下	137,400 円	411,500 円
		201 戸以上 300 戸以下	173,600 円	539,600 円
		301 戸以上	185,100 円	633,600 円
	共用部分 (床面積)	300 平方メートル以内のもの	10,100 円	117,900 円
		300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	28,900 円	194,500 円
		2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,800 円	303,000 円
		5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	137,400 円	389,100 円
		10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	173,600 円	465,100 円
		25,000 平方メートルを超えるもの	217,000 円	541,700 円
非住宅 建築物	床面積	300 平方メートル以内のもの	10,100 円	260,400 円
		300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	28,900 円	415,100 円
		2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,800 円	590,900 円
		5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	137,400 円	724,700 円
		10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	173,600 円	854,200 円
		25,000 平方メートルを超えるもの	217,000 円	975,000 円
備考				

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共同住宅等のうち、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
- 5 この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。
- 6 この表において「複合建築物」とは、住宅及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。
- 7 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分の認定申請と建築物全体の認定申請を合わせて申請する場合の手数料の金額は、共同住宅等の住戸部分に応じた手数料の金額に共同住宅等の共用部分の床面積に応じた手数料の金額を加算した金額とする。
- 8 複合建築物のうち、一戸建ての住宅と非住宅建築物が複合するものについて、建築物全体の認定申請をする場合又は一戸建ての住宅の部分の認定申請と建築物全体の認定申請を合わせて申請する場合の手数料の金額は、一戸建ての住宅の手数料の金額に非住宅建築物部分の床面積に応じた手数料の金額を加算した金額とする。
- 9 複合建築物のうち、共同住宅等と非住宅建築物が複合するものについて、建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分の認定申請と建築物全体の認定申請を合わせて申請する場合の手数料の金額は、共同住宅等の住戸部分に応じた手数料の金額に共同住宅等の共用部分の床面積に応じた手数料の金額及び非住宅建築物部分の床面積に応じた手数料の金額を加算した金額とする。
- 10 複合建築物のうち、一戸建ての住宅又は共同住宅等の住戸部分の認定申請をする場合の手数料の金額は、一戸建ての住宅の手数料の金額又は共同住宅等の申請戸数に応じた手数料の金額とする。

その3（低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料）

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が別に定める機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第55	その他の場合

			条第2項において 準用する同法第54 条第1項各号に掲 げる基準に適合し ていると認められ たものである場合	
一戸建ての住宅			3,000円	18,900円
共同住 宅等	住戸部分 (一棟の申 請戸数)	1戸	3,000円	18,900円
		2戸以上5戸以下	6,000円	38,200円
		6戸以上10戸以下	10,400円	54,100円
		11戸以上25戸以下	17,300円	76,600円
		26戸以上50戸以下	29,000円	110,800円
		51戸以上100戸以下	52,000円	160,500円
		101戸以上200戸以下	82,400円	219,500円
		201戸以上300戸以下	104,100円	287,100円
		301戸以上	111,100円	335,300円
	共用部分 (床面積)	300平方メートル以内 のもの	6,000円	59,900円
		300平方メートルを超 え2,000平方メートル 以内のもの	17,300円	100,100円
		2,000平方メートルを超 え5,000平方メー トル以内のもの	52,000円	160,200円
		5,000平方メートルを超 え10,000平方メー トル以内のもの	82,400円	208,300円
		10,000平方メートル を超え25,000平方メ ートル以内のもの	104,100円	249,900円
25,000平方メートル を超えるもの		130,200円	292,500円	
非住宅 建築物	床面積	300平方メートル以内 のもの	6,000円	131,200円
		300平方メートルを超 え2,000平方メー トル以内のもの	17,300円	210,400円

	2,000 平方メートルを 超え 5,000 平方メー トル以内のもの	52,000 円	304,100 円
	5,000 平方メートルを 超え 10,000 平方メー トル以内のもの	82,400 円	376,100 円
	10,000 平方メートル を超え 25,000 平方メ ートル以内のもの	104,100 円	444,400 円
	25,000 平方メートル を超えるもの	130,200 円	509,200 円
備考 その 2 の備考に準じる。			

附 則

この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）の施行の日から施行する。